

一般社団法人日本蕎麦協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本蕎麦協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、そばの生産、輸入、加工、流通、販売いずれかに携わる者及びその関係者並びにそばに関する研究、普及・啓蒙を行う者及びその関係者がそばの長期安定的供給の確保、品質の向上及び加工又は流通の改善、普及・啓蒙を図ることを通じて、そばの国民自然栄養食品としての位置づけを確保し、その消費啓蒙及びそば関連産業の振興、消費者の食生活の改善並びに健康増進へ寄与すること等を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) そばの生産、加工又は流通の近代化、合理化を図るための調査、研究及び指導に関する事業
 - (2) 国内産そばの契約栽培の指導推進及び優良品種の普及その他生産の振興及び流通の安定化に関する事業及びこれに付随する表彰事業
 - (3) 外国産そばの長期安定的供給の確保に関する事業
 - (4) そばの品質向上と表示の適正化を確立し、国民自然栄養食品としての位置づけを確保し、国民食糧としての基盤の中で消費啓蒙、食育の推進を図るための調査、研究及び普及・指導に関する事業
 - (5) そばに関する情報収集及び情報提供による消費者利益への寄与に関する事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 次条の資格を有する者であつて、この法人の事業に賛同して入会した団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(正会員の資格)

第6条 この法人の正会員たる資格を有する者は、次に掲げる団体とする。

- (1) そばの生産者の団体
- (2) そばを原料とする加工食品の製造及び販売業者の団体
- (3) そば製粉業者の団体
- (4) そばの流通又は輸入業者の団体
- (5) そばを取り扱う業者の団体
- (6) そばの研究及び普及・啓蒙を行う団体

(正会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、加入の際、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。
- 3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 この法人は、正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によつて当該正会員を除名することができる。この場合には、総会の開催日の1週間前までに、その正会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に規定する義務の履行を怠ったとき
- (2) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉を傷つける行為のあったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会長は、除名の決議があったときは、当該正会員に対し、その旨を書面をもって通知しなければならない。

(正会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該正会員が解散し、又は第6条の正会員たる資格を喪失したとき
(賛助会員)

第12条 この法人の賛助会員になろうとする者は、所定の加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を毎年納入しなければならない。

3 賛助会員は、この法人が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、この法人の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次の理由により退会する。

(1) 当該賛助会員から退会の申出があったとき

(2) 当該賛助会員が死亡し、又は解散したとき

(3) 第2項の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(4) 当該賛助会員が除名されたとき

5 前項第4号による除名は、第10条の規定を準用する。この場合において、この規定中「正会員」とあるのを「賛助会員」と読み替えるものとする。

6 既納の賛助会費は、返還しないものとする。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 役員報酬等の額及び支給基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 賛助会員の除名

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、会議開催の1週間前までに正会員に対し、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(出席以外の方法による決議)

第20条 正会員は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができる。

- (1) 委任状で他の正会員を代理人とする議決権行使
- (2) 書面で議決権行使
- (3) 電磁的方法で議決権行使

2 前項第2号・第3号による議決権の行使は、総会の前日までにこの法人に到着しないときは無効とする。

3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席正会員のうちから、総会において選出された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、7名以内を常務理事とす

る。

- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を統轄する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。この場合には、この法人は、総会の開催日の1週間前までに、その理事又は監事に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ総会で弁明の機会を与える。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って

算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 諸規定の制定又は改廃
- (5) 総会に付議すべき事項の決議
- (6) その他この定款で定める事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、会議開催の1週間前までにすべての理事及び監事に対し、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第35条 この法人に、第4条各号に定める事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決により専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、専門的な知識を有する者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 顧問

(顧問)

第36条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が任命する。
- 3 顧問は、無報酬とする。
- 4 顧問は、この法人の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費及び賛助会費
- (3) 寄付金
- (4) 補助金及び負担金
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法に従って、会長が管理する。

- 2 会計に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(借入金)

第41条 この法人は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きす

るものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出するものとする。ただし、第1号の書類については、その内容を定時総会に報告し、その他の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第49条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置く。職員は会長が任命する。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章 細則

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は鶴飼良平とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成28年6月6日より一部改正して実施する(第33条)。

これは、当法人の定款である。

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

一般社団法人日本蕎麦協会

代表理事 田中秀樹